

建設業における自主的な安全衛生活動の促進を目指して

～～「建設業における総合的労働災害防止対策」のポイント～～

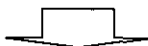
総合対策を改正した背景

1 労働災害の現状

- 建設業における労働災害は、平成5年当時と比べ約半数に減少した。
- 解体工事や改修工事に死亡災害の増加傾向が見られる。
- 災害の直接原因は、未だ基本的な措置が講じられていなかったものが少なくない。

2 建設業を取り巻く現状

- ダンピング受注による労働災害防止対策の不徹底等の懸念。
- 安全衛生管理に関するノウハウが伝承されないことによる安全衛生水準の低下の懸念。



総合対策の基本的考え方

1 現状認識

- 重層下請構造
 - 所属の異なる労働者が同一場所で作業
 - 短期間で作業内容が変化
- 経営トップ自らの事業者責任の認識と自主的な安全衛生活動の活性化が重要

2 労働災害防止対策の推進に当たって

- 元方事業者による統括管理の実施が基本
- 店社による工事現場への的確な指導・援助の実施
- 関係団体、発注者、行政等との連携の促進

労働安全衛生関係法令の遵守、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施及び事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入

3 安全衛生管理の実施主体別実施事項

事業者

- 「建設業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置」の徹底
- 措置の徹底と自主的な安全衛生活動のため、リスクアセスメントの実施に努めること、労働安全衛生マネジメントシステムの主体的能力に応じた導入促進

総合工事業者等の団体

- 建設業労働災害防止協会との連携の下、
- リスクアセスメントの実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入の促進
 - 施工時の安全性の確保に関する自主的基準の設定及び周知（総合工事業者の団体）
 - 安全衛生意識高揚のための諸活動の企画・実施（総合工事業者の団体）
 - それぞれの専門職種に応じた安全作業マニュアル等の作成・普及（専門工事業者の団体）
 - 安全パトロール、安全衛生教育等の実施（専門工事業者の団体）

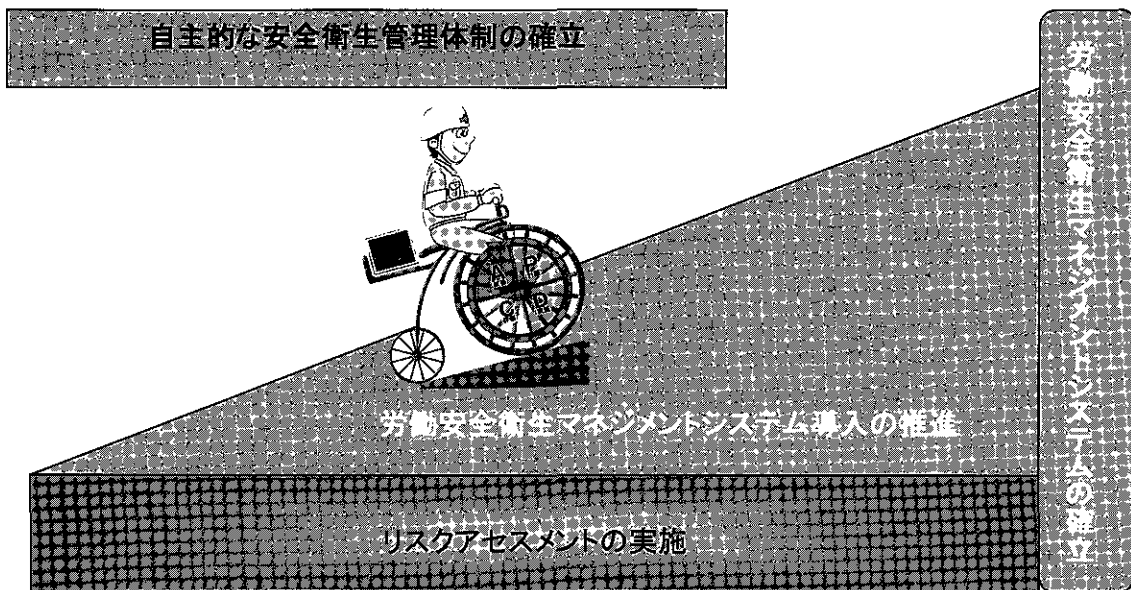
発注者

- 計画段階、施工時の安全衛生の確保に配慮
- 労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

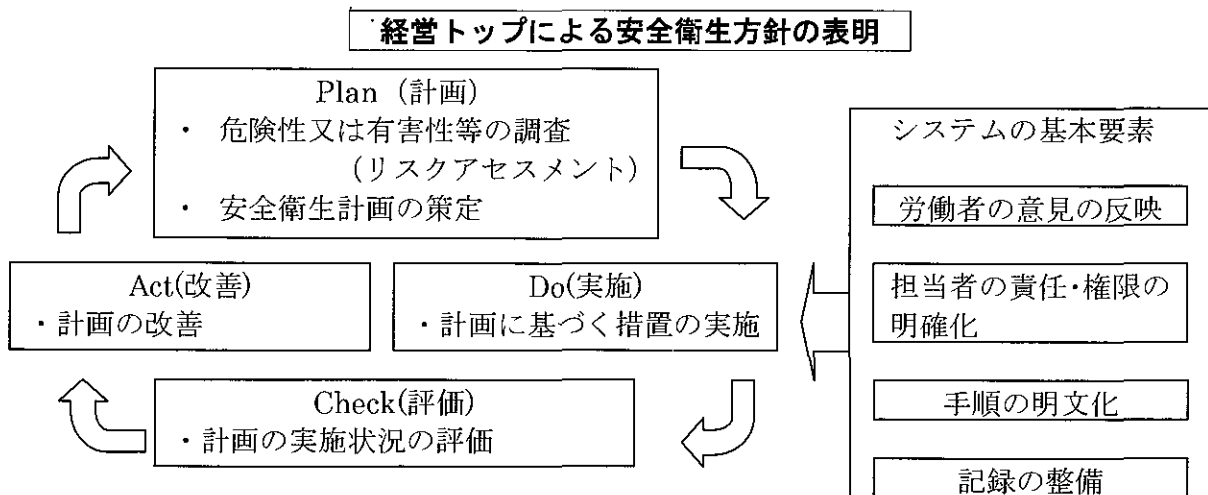
◎事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入とは

(例)

- 中小地場総合工事業者（元方事業者）
 - 労働安全衛生法第 28 条の 2 に基づくリスクアセスメントを工事現場単位で実施
 - 店社との連携の下、可能な範囲から労働安全衛生マネジメントシステムを順次導入
- 専門工事業者（関係請負人）
 - 元方事業者と連携の下、リスクアセスメントを実施
 - 元方事業者が構築した労働安全衛生マネジメントシステムに基づく自主的活動の推進（過渡的段階）
 - 専門工事業者自らが、労働安全衛生マネジメントシステムを構築



<労働安全衛生マネジメントシステムとは>



【労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み】

建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項（事業者部分）の概要

区分	実施事項
元方事業者	<p>工事現場</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（以下「マネジメント指針」という。）に基づく現場における安全衛生方針（工事安全衛生方針）の表明 2 過重の重層請負の改善、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化 3 店社及び関係請負人との連携による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置（以下「危険性又は有害性等の調査等」という。）の実施事項の決定 4 危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成 5 協議組織の設置・運営等元方事業者による建設現場安全管理指針に基づく統括管理の実施 6 マネジメント指針に基づく工事安全衛生計画の実施、評価及び改善 7 工所用機械設備の点検等による安全性の確保 8 安全な施工方法の採用 9 関係請負人の法令違反を防止するための指導及び指示 10 関係請負人が行う新規入場者教育に対する資料、場所の提供等 11 現場作業員に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施
	<p>店社（本支店、営業所等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マネジメント指針に基づく店社全体の安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の策定 2 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任等工事現場の安全衛生管理組織の整備の促進 3 施工計画時の事前審査体制の確立 4 工事現場の危険性又は有害性等の調査等の実施事項の決定支援 5 工事現場の危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生計画の作成支援 6 店社安全衛生管理者等による安全衛生パトロールの実施等工事現場の安全衛生管理についての指導 7 工所用機械設備の点検基準、安全衛生点検基準等の整備 8 設計技術者、現場管理者等に対する安全衛生教育の企画、実施及び関係請負人の行う安全衛生教育に対する指導、援助 9 関係請負人、現場管理者等に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施 10 マネジメント指針に基づく店社の安全衛生計画の実施、評価及び改善 11 マネジメント指針に基づくシステム監査の実施及びシステムの見直し
関係請負人	<p>工事現場</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全衛生責任者の選任等安全衛生管理体制の確立 2 元方事業者の行う統括管理に対する協力 3 店社及び元方事業者と連携した危険性又は有害性等の調査等の実施 4 作業主任者、職長等による適切な作業指揮 5 使用する工所用機械設備等の点検整備及び元方事業者が管理する設備についての改善申出 6 ツールボックスミーティングの実施等による安全な作業方法の周知徹底及び安全な作業方法による作業の実施 7 新規入場者に対する教育の実施 8 建設業労働災害防止協会が示す専門職種に応じた労働安全衛生マネジメントシステムに基づくシステムの構築
	<p>店社（本支店、営業所等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全衛生推進者の選任等安全衛生管理体制の確立 2 店社全体の安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定 3 元方事業者と連携した工事現場における危険性又は有害性等の調査等の実施支援 4 安全衛生教育の企画、実施 5 安全衛生意識高揚のための諸施策の実施 6 安全衛生パトロールの実施 7 建設業労働災害防止協会が示す専門職種に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの構築

建設業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置の概要

～～建設工事別の労働災害防止上の重点事項～～

ずい道建設工事

<p style="text-align: center;">◇山岳工法◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械等による災害防止 TBMについては退避通路の確保等 ・ 落盤、肌落ち等による災害防止 	<p style="text-align: center;">◇シールド工法◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械等による災害防止 ・ 墜落災害の防止 ・ 爆発火災による災害防止
<p style="text-align: center;">◇推進工法◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者が推進管内に立ち入る場合、内径 80cm 以上のヒューム管等の使用に努める。 	<p style="text-align: center;">◇労働衛生対策（共通）◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ じん肺の予防 ・ 酸素欠乏症の防止 ・ 一酸化炭素中毒の防止 ・ 高気圧障害の防止

鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事

<p style="text-align: center;">◇土工事、杭工事◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎工事用建設機械等の転倒防止等 	<p style="text-align: center;">◇躯体工事◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墜落災害の防止 ・ 型枠支保工の倒壊等による災害防止
<p style="text-align: center;">◇内部仕上工事◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墜落による災害防止（開口部） ・ 木材加工用機械による災害防止 	<p style="text-align: center;">◇外部仕上工事◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墜落災害の防止 PC パネル、カーテンウォールの取付時 ・ 飛来落下による災害防止
<p style="text-align: center;">◇クレーン等による災害防止◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 杭工事等における移動式クレーンの転倒防止措置（地盤強化等） ・ 飛来落下による災害防止のため、つり荷下の立入禁止措置の徹底 	<p style="text-align: center;">◇労働衛生対策（共通）◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機溶剤中毒の防止 ・ 一酸化炭素中毒の防止

解体工事及び改修工事

<p style="text-align: center;">◇解体工事◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査の実施及び作業計画の策定 ・ 想定されない事態における適切な作業中断 	<p style="text-align: center;">◇アスベストばく露防止対策◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画届又は作業届の適切な届出 ・ 石綿障害予防規則に基づき、事前調査、作業計画の作成とその遵守、除去時における立入禁止措置等の徹底等 ・ 粉じん障害防止規則に関する粉じん作業に該当する作業の場合は、呼吸用保護具の着用等の徹底
<p style="text-align: center;">◇改修工事◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墜落、爆発災害の防止のため、適切な作業計画の策定等 	

道路建設工事

<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械等による災害防止 ・ 墜落災害の防止 ・ 自動車による災害防止 ・ 土砂崩壊災害の防止 ・ 振動障害の防止

橋梁建設工事

<ul style="list-style-type: none"> ・ 墜落災害の防止 ・ 建設機械等による災害防止 ・ 移動式クレーンに関する災害防止 ・ 型枠支保工の倒壊による災害防止 ・ 高気圧障害の防止

小規模の上下水道等の建設工事

<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械等による災害防止 ・ 土砂崩壊災害の防止（土止め先行工法） ・ 自動車による災害防止
--

土地整理土木工事等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械等による災害防止 ・ 運行経路と歩道の分離等 ・ 適切な勾配による掘削の実施 等
--

詳しい内容については、厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei.html>
 又は最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで
<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>